

規則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 大宮公園 駐車場

公園施設の種類	数量		単位	金額
	期	間		
駐 車 場	一台		一時間まで	二〇〇円
	一時間を超 える場合は、 三十分まで 増すごとに			一〇〇円

備考 県道川口上尾線以西の大宮公園東駐車場及び大宮公園西駐車場に限る。

附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。